

## パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書

徳島県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第11条の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領カードを

- 返還します。
- 紛失等で返還できませんが、次のとおり届け出ます。

返還の理由（いずれかに○をつけてください。）

- (1) 当事者の意思によるパートナーシップの解消
- (2) 当事者の死亡
- (3) 双方が徳島県内に住所を有しなくなった
- (4) 要綱第12条の規定により、宣誓が無効となった。

届出日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(宣誓者)

(宣誓者)

ふりがな		
氏名及び通称名		
住 所		

(代筆者)

(代筆者)

ふりがな		
氏 名		
住 所		

※ 申請者の欄は自署してください、やむを得ない場合は代筆が可能ですが、その場合は、代筆者本人の氏名等も自署してください。

### 【県による記入欄】

氏名	確認書類	備考
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（ ）	
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（ ）	

県受付印
------